

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年5月17日(2018.5.17)

【公開番号】特開2018-742(P2018-742A)

【公開日】平成30年1月11日(2018.1.11)

【年通号数】公開・登録公報2018-001

【出願番号】特願2016-134365(P2016-134365)

【国際特許分類】

A 6 3 B 67/08 (2006.01)

【F I】

A 6 3 B 67/08 G

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月27日(2018.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上端から下端まで延びる棒状のけん軸部と、

該けん軸部の中心軸に対して直交する直交方向に延びる皿胴部であって、該皿胴部の一端と他端との間に該皿胴部の中心部に向かって減少する外径を有する皿胴部と、

該皿胴部の前記一端に着脱不能に形成された大皿部であって、該大皿部の内面に前記皿胴部の前記中心部に向かって減少する内径を有する凹部が形成され、該大皿部の外面に円環状に延び前記皿胴部の前記中心部に向かって増加する外径を有する縁部が形成され、前記凹部と前記縁部とを接続し円環状に延びる外縁部が形成された、大皿部と、

該皿胴部の前記他端に着脱不能に形成された小皿部であって、該小皿部の内面に前記皿胴部の前記中心部に向かって減少する内径を有する凹部が形成され、該小皿部の外面に円環状に延び前記皿胴部の前記中心部に向かって増加する外径を有する縁部が形成され、前記凹部と前記縁部とを接続し円環状に延びる外縁部が形成された、小皿部と、

前記けん軸部の前記上端に係合する穴部が形成された球状の玉部と、

を具備し、

前記大皿部の前記外縁部の外径及び前記小皿部の前記外縁部の外径が、それぞれ、前記玉部の直径に対して83%~100%の範囲にあり、

前記大皿部の前記縁部が前記直交方向に沿って延びる距離は、前記玉部の直径に対して10%~15%の範囲にあり、

前記小皿部の前記縁部が前記直交方向に沿って延びる距離は、前記玉部の直径に対して10%~15%の範囲にある、ことを特徴とするけん玉。

【請求項2】

前記皿胴部は、該皿胴部の前記中心部において前記けん軸部の中心軸から前記小皿部又は前記大皿部に向かって所定の距離だけ離れた位置に形成された、前記皿胴部と前記玉部とを接続する接続部材を固定するための取付孔を有する、請求項1に記載のけん玉。

【請求項3】

前記大皿部の前記外縁部と前記小皿部の前記外縁部との間の距離は、前記玉部の直径に対して116%~119%の範囲にある、請求項1又は請求項2に記載のけん玉。

【請求項4】

前記けん軸部の長さは、前記玉部の直径に対して250%~300%の範囲にある、請

求項 1 から請求項 3 のいずれかに記載のけん玉。

【請求項 5】

前記けん軸部の長さは、150mm～180mmの範囲にある、請求項 1 から請求項 3 のいずれかに記載のけん玉。

【請求項 6】

前記けん軸部、前記皿胴部、前記大皿部及び前記小皿部が、木製の材料により形成され

、
143g～155gの範囲にある質量を有する、請求項 1 から請求項 5 のいずれかに記載のけん玉。

【請求項 7】

前記けん軸部の前記上端と前記下端との間に形成されたすべり止め部であって、該すべり止め部に対して上方方向及び下方向にそれぞれ隣接する上部外面及び下部外面よりも大きい外径を有し円環状に延びる隆起部が形成され、該隆起部と前記上部外面とを接続し該上部外面に向かって減少する外面を有する上部湾曲部が形成され、前記隆起部と前記下部外面とを接続し該下部外面に向かって減少する外面を有する下部湾曲部が形成された、すべり止め部、

をさらに具備し、

前記下部外面は、平面状の外面ではなく、前記けん軸部の前記中心軸に向かう方向に湾曲した曲面状の外面として形成されている、請求項 1 から請求項 6 のいずれかに記載のけん玉。

【請求項 8】

前記けん軸部の前記下端に着脱不能に形成された中皿部であって、該中皿部の内面に前記けん軸部の前記上端に向かって減少する内径を有する凹部が形成され、該中皿部の外面に円環状に延び前記けん軸部の前記上端に向かって増加する外径を有する縁部が形成され、前記凹部と前記縁部とを接続し円環状に延びる外縁部が形成された、中皿部、
をさらに具備する、請求項 1 から請求項 7 のいずれかに記載のけん玉。